

中国の市場化改革と所得格差の拡大¹⁾

李 実
趙 人 偉

In this paper, we try to answer the question of whether the market-oriented reform that began in 1978 should be responsible for the increasing income inequality in China. Firstly, the paper describes five features of changes in income inequality in China. We found that income inequality is increasing in all aspects and education plays more important role in income determination. Secondly, in the paper we compare several judgments and assessments on income inequality in order to find the one that is closest to reality. Finally, this paper analyzes causes of rising income inequality. By distinguishing effects of market mechanism from those of government policy, we concluded that the government policy made a greater contribution to rising income inequality in China's transition.

はじめに

過去の20数年に中国の所得格差は拡大し続けており、社会から普遍的な不安と憂慮を招いた。国民が所得分配における不公平問題に対し非常に不満を抱えている。今はもはや所得分配の不公平と深刻な所得格差問題を是正しなくてはならない時になってきたことが、社会全体の共通認識となっている。所得格差の形成要因が極めて複雑なことから、今日の所得格差とその要因を如何に解釈するのかについては、意見がかなり分かれている。例えば、分析もせずに所得格差拡大の要因が市場化改革にあると簡単に片付けてしまい、さらに、改革開放政策こそが所得分配の不公平の源であるとしている主張がある一方、所得分配における問題の多くは改革の不徹底に起因しているという反論もある。これらの観点に対し、単純に賛成か反対かで結論付けるのはとても不適切であり、問題ごとに具体的な分析を行っていくべきである。本稿の問題意識

としては、「市場化改革が所得分配の不公平には責任を負うか否か」という点にある。これを答えるために、まずは中国所得分配におけるいくつかの変動の特徴を明らかにすることによって問題の背景を提示する。次に、所得格差の程度に対する異なる見解およびその関連問題について検討を行う。最後に、市場化改革と所得格差の関係を論じてみることにする。

I. 近年所得分配変化の特徴

中国の国民所得分配における近來の変化の主な特徴は以下のようにまとめることができる。

特徴一：所得格差が全面的に拡大している。

この特徴を説明するために、都市部、農村部および全国の所得格差の近來の変化を見てみよう。

1980年代末から90年代初頭にかけて、中国都市部における所得分配のジニ係数は約0.2

3で、改革開放の初期と比べ不平等が拡大していたが、未だ低い水準にあった²⁾。しかし、2002年になると、都市部における所得分配のジニ係数は0.33に達した(李・岳, 2004)。同時に、高所得層と低所得層との所得格差がさらに広がった。2002年に都市部の最も富裕な5%人口が都市総所得の15%を、最も富裕な10%人口が都市総所得の28%を占めている。それと対照的に、最も貧困な5%人口の総所得に占める割合はわずか1.2%で、最も貧困な10%人口のそれがただの3%に過ぎない。つまり、都市部においては、最も富裕な5%人口の平均所得が最も貧困な5%人口のその約13倍近くあり、最も富裕な10%人口の平均所得が最も貧困な10%人口のその約10倍である(李・岳, 2004)。

農村部では、2002年の所得分配のジニ係数は0.37と推算されている。農村部における所得格差の変化について研究により異なる結論があったが、次の二点で一致している。一つは、現在農村の所得格差は改革開放初期の水準より大きくなった。関連研究によると、1978年に農村世帯の所得分配のジニ係数が約0.22であった(趙・李, 1997)。つまり、25年間の経済移行・発展期にわたって、農村世帯の所得格差が68%拡大した。二点目としては、1997年以降農村所得分配の不平等指数が上昇し続けている。中国国家統計の推算によると、農村部のジニ係数が1997年の0.33から2002年の0.37へと4ポイント上昇した。2002年に農村部の最も富裕な5%人口が農村総所得の18%を、最も富裕な10%人口が農村総所得の28%を占めている一方、最も貧困な5%人口の総所得に占める割合はわずか1%で、最も貧困な10%人口のそれが2.5%しかない。つまり、最も富裕な5%人口の平均所得が最

も貧困な5%人口の約18倍であり、最も富裕な10%人口の平均所得が最も貧困な10%人口の11倍以上となっている(李・岳, 2004)。

全国の所得格差とその変化については、中国国家統計局が都市部と農村部の家計調査を別々で実施しており、しかも生データの公開をしていないので、全国サンプルのジニ係数の推算をあまり行わないため、関連研究グループの計測結果に基づいて検討するしかできない。中国社会科学院経済研究所の所得分配課題グループによる第一回世帯サンプル調査のデータを利用し、都市世帯の実物所得と住宅手当、および農村世帯の自己住宅の家賃換算額を考慮した個人可処分所得について、推算された1980年末全国のジニ係数が0.382であった(趙・Griffin, 1994)。全国サンプルの10分位所得層のなか、最上位所得層の総所得が最下位所得層の総所得の7.3倍であった(Khan et al., 1992)。しかし、同研究グループ2002年の調査結果より、当年全国のジニ係数が0.46近くにも達していると示された。また、各所得層の所得シェアを比較すると、2002年に最上位5%所得層が総所得の20%を、最上位10%所得層が総所得の32%を占めている。それに対して、最下位5%の所得シェアが1%未満であり、最下位10%の所得シェアが1.7%となっている。よって、最上位5%の平均所得が最下位5%のその約33倍で、最上位10%の平均所得が最下位10%のその約19倍であることが分かる(李・岳, 2004)。

特徴二：都市・農村間の所得格差が深刻である。都市・農村間の所得格差については、絶対的格差と相対的格差との二つの面から検討すればよい³⁾。

図1から分かるように、1990年代以降農村世帯の所得の増加幅が都市世帯より明らかに

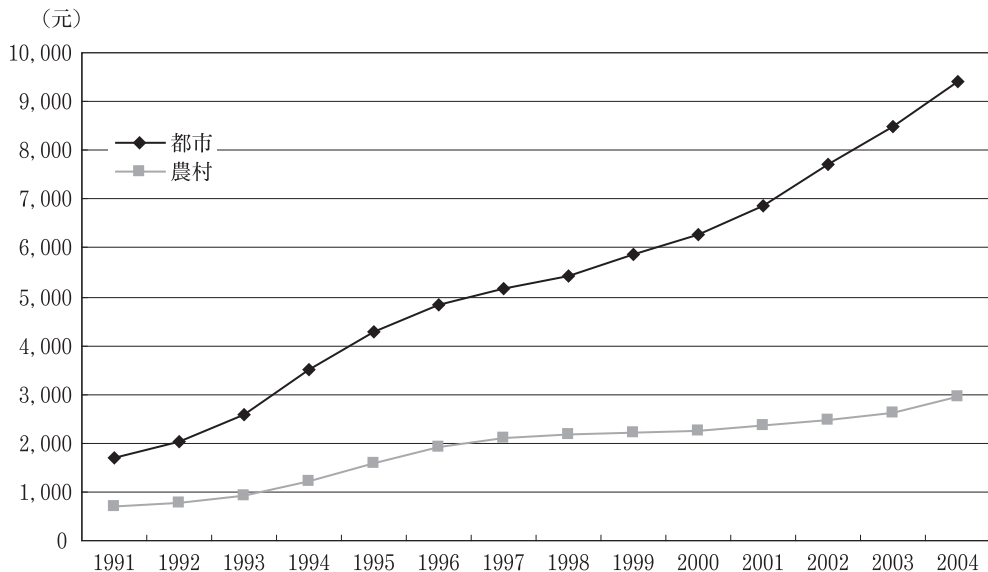
小さく、両者所得の絶対的格差が年々拡大している。現行価格で、都市世帯の一人当たり所得は農村世帯の一人当たり所得より、1990年に824元、1995年に1578元、2000年に4027元、そして2004年には6450元高い。つまり、過去の14年間にわたって、都市・農村間の所得の絶対的格差が6倍以上に上昇した。物価の影響を除いても、この格差が3倍近くも拡大した。

都市世帯と農村世帯の所得比の変化は相対的所得格差の変化を表している。1990年代以降、同比率は上昇、縮小、また上昇という推移が現れている（図2）。都市・農村間の所得格差は1990～1994年の間に拡大しており、所得比（都市農村倍率）は1990年の2.2倍から1994年の2.6倍まで上昇した。その後、都市・農村間の所得格差に縮小の傾向が見られたが、3年しか続かなかった。所得比は1994年の2.6倍から1997年の2.2倍まで下落し、す

なわち、1990年の水準に戻った。しかし、1998年から、都市世帯と農村世帯の所得比は上昇し続ける傾向に転じ、1997年の2.2倍から2000年の2.5倍に、さらに2003年の3.23倍にも達した。

さらに、全国の所得格差を都市部内、農村部内、都市・農村間の三つに分けてみると、1995～2002年にかけて都市・農村間の所得格差が全国所得格差への寄与率（或いは説明力）は38%から43%へと5ポイント上がった（李・岳、2004）。つまり、2002年に全国所得格差の2/5以上は都市・農村間の格差によるもので、都市・農村間の所得格差の急速な拡大が全国所得格差拡大の主な要因となっていることを意味する。一方、それと対応するもう一つの分解分析方法がある。簡単に説明すると、この分解分析は個人所得関数の推算結果に基づいたものである。基本的な方法としては、推算された説明変数の係数を用いて、関連の

図1 都市世帯と農村世帯の一人当たり所得の推移（1991～2004）



注：所得額は現行価格表示である。
資料：『中国統計摘要2005』より作成。

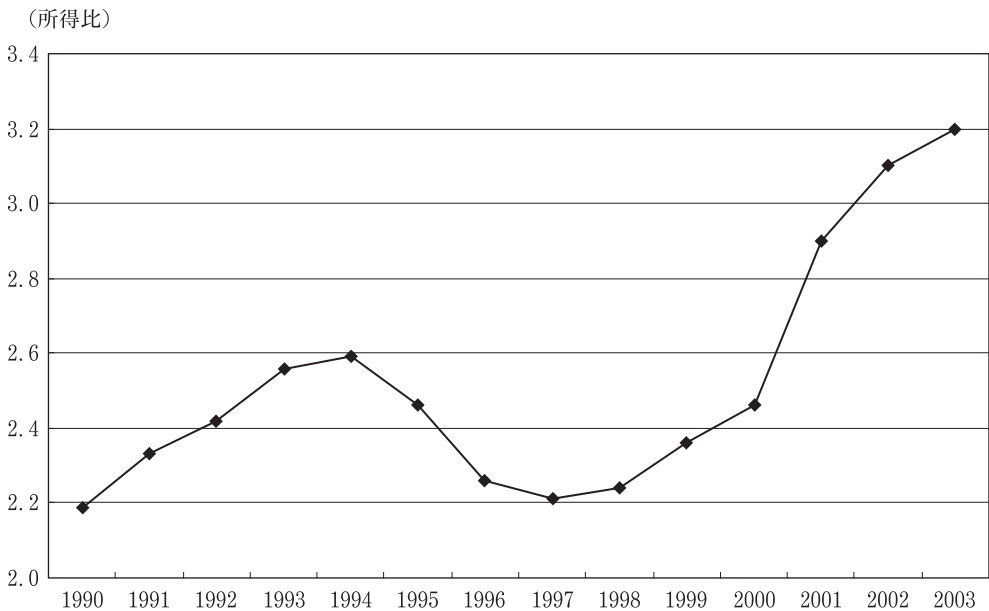
不平等指数 (例えば, ジニ係数, タイル係数) を分解する。そのように所得分配の不平等を説明変数ごとに割付けることによって, 所得格差はこれらの影響要因によりどの程度説明されるのを見ることができる⁴⁾。個人所得関数に都市・農村ダミーと他の複数の説明変数を同時に導入する場合, 都市・農村ダミーの対全国所得格差ジニ係数の説明力は37%となる (Yue et al, 2005)。この結果は, 都市・農村間の人的資本の格差と世帯構成の差異をコントロールしても, 都市・農村間に巨大な所得格差は依然として存在し, しかもこの格差は世帯と個人の社会・経済特性で説明できないものである。

特徴三: 地域間の所得格差が依然として顕著である。

長い間から中国が深刻な地域間所得格差問題に直面している。その過大なる地域間所得格差の背景には, 旧来からの歴史的要因もあ

れば, 新たに出てきた問題もある。巨大な都市・農村所得間格差が存在するため, 地域間所得格差の一部は地域内における都市・農村世帯の人口構造の差異によるものである。その他に, 都市部内および農村部内における地域間格差によるものもある。農村部内における地域間所得格差について, 改革開放の初期でも明らかな格差が出ていた。1980年代後半または1990年代初頭に入ってから, 農村における産業化を進めるなかで, 地域間の大きな不均衡が生じ, 農村世帯所得の地域間格差が拡大する傾向にあった。ところが, 1990年代後半, 農業生産の不振と郷鎮企業の不景気を背景とし, 農村部内の地域間格差に顕著な拡大傾向が見られなかった。それと違って, 都市世帯所得の地域間格差は拡大し続けている。図3に示しているように, 1990~2003年にかけて, 変動係数で測った各省間の都市世帯一人当たり可処分所得の格差が広がりつつある。

図2 都市・農村間の所得格差の推移 (1990~2003)



資料: 『中国統計摘要2005』より作成。

中国の市場化改革と所得格差の拡大

なかでも1990年代初頭にその傾向がとりわけ顕著であり、変動係数は1990年の0.192から1994年の0.278に上昇した。その後、各省間の都市世帯所得の格差は拡大のスピードがスローダウンしたが、縮小傾向が現れなかった。

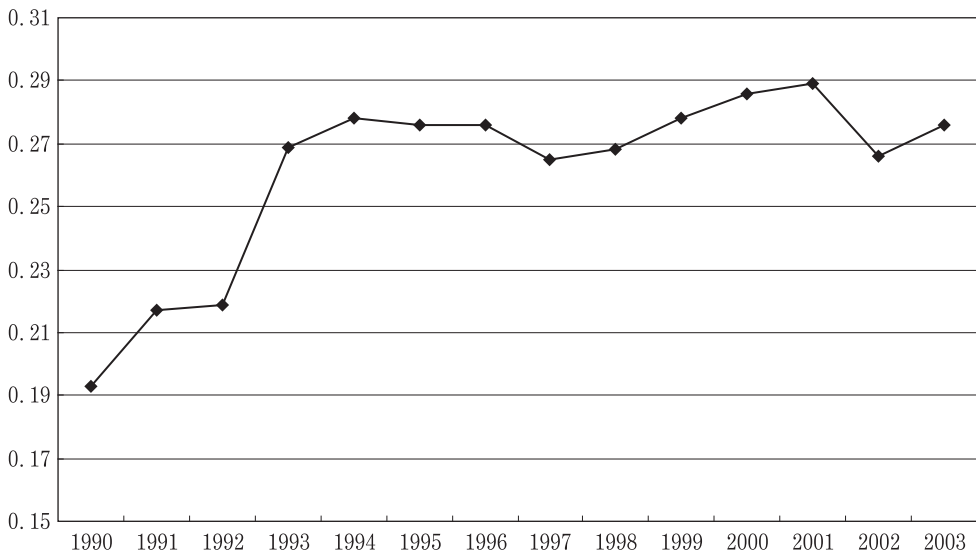
中国社会科学院経済研究所の所得分配課題グループのもう一つの研究としては、都市世帯所得格差の要因分析を行った。それは個人所得関数の推算結果に基づいた分解分析である。説明変数としては、省別の性別、年齢、教育レベル、党員、職業、就職先の所有制別、産業、などが用いられている。1988、1995、2002年の調査サンプルに対する分析結果では、それらの変数が都市世帯の所得格差の要因の32～42%を説明している。そのなかで、省別ダミー単独での寄与率が10～12%にも達している（鄧等、2005）⁵⁾。言い換えれば、個人の社会・経済特性のなか、省別だけで所得格差の要因の1/3を説明しており、地域が最も説明力を持った変数であることが分かる。

特徴四：教育レベルによる所得格差が拡大し続けている。これは教育が所得分配に与える影響がますます重要になることを意味している。

それを説明するために、まず1990年代以降都市世帯の教育収益率の推移を見てみよう。教育収益率は個人教育レベルに対する労働市場からの報酬の度合いであるが、それが高ければ高いほど異なる教育レベルの人々の間における所得格差も大きくなることも意味する。図4は1990～2002年に都市世帯の教育収益率の推算値を表している。図から分かるように、都市世帯の教育収益率の上昇傾向が非常に強い。1990年に2.4%であったが、1995年には5%近く、さらに2002年に約8%まで上ってきた。また、都市世帯の教育収益率は顕著な逡増性を持ち、しかも逡増度が大きくなりつつある。つまり、大学教育の収益率が高校教育と小学校教育より明らかに高く、また、その格差がますます大きくなっている

図3 各省間の都市世帯一人当たり可処分所得の格差

(変動係数)



資料：『中国統計年鑑』各年版より作成。

(Zhang and Zhao, 2002; 李・丁, 2004)。これは、大学以上(大学を含む)教育レベルの人と他の教育レベルの人との間に、所得格差の拡大傾向が現れていることを示している。

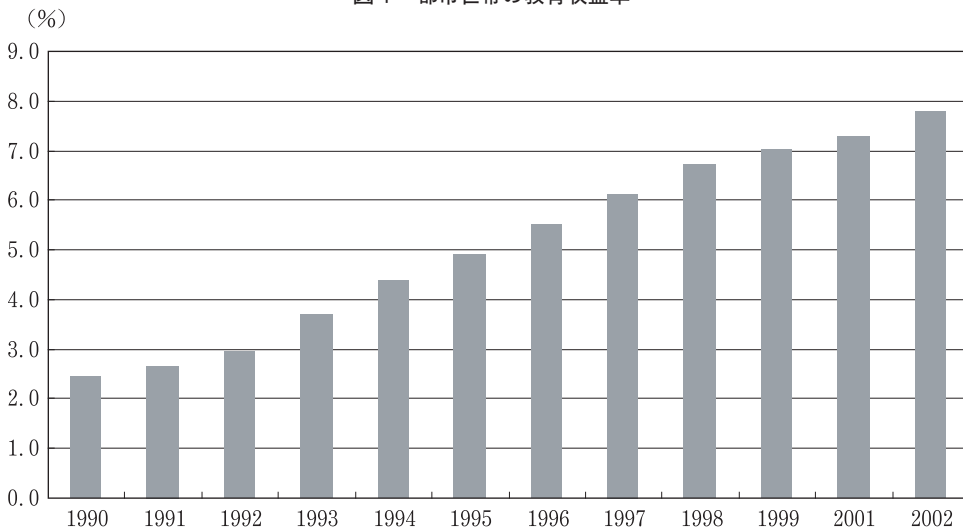
また、都市世帯の個人所得関数の推算結果に基づいた不平等指数の分解分析結果からも、個人の教育レベルの差が所得格差をもたらす要因として、ますます重要となっていることを表している。1988, 1995, および2002年のデータを用いた分析結果で、所得格差を説明する個人特性変数のなか、教育レベルの寄与率はそれぞれの年次で3.8%, 6.7%, 15.6%である(鄧等, 2005)。教育レベルの差は都市世帯の所得格差を説明するためにますます重要となっているだけではなく、都市・農産間の所得格差についても強い説明力を持っている。また、個人所得関数の推算結果に基づいた他の研究では、全国の所得格差について要因分解が行われた。その結果より、全部の説明変数で全国ジニ係数の要因の約60%を説明して

いるが、そのなかの20%近くが世帯の労働力の教育レベルより説明されたものであることが分かった(Yue et al., 2005)。教育レベル(或いは人的資本)の所得決定における役割がますます重要となっているからこそ、教育収益率の上昇につれて、異なる教育レベルの人々間の所得格差が顕著になりつつある。1995, 2002年の世帯調査データで、都市世帯のなか、大学以上(大学を含む)教育レベルの人と中学校教育レベルの人の所得比は1995年に1.42:1, 2002年に1.89:1であり、大学以上(大学を含む)教育レベルの人と小学校教育レベルの人の所得比は1995年に1.53:1, 2002年に2.21:1となっている。

特徴五: 独占部門・競争部門間の賃金格差の拡大が続いている。

1980年代末から、産業間の賃金格差は拡大する傾向にあり、都市部における所得格差を起こす重要な要因となっている。図5から分かるように、1988~2001年にかけて、産業間

図4 都市世帯の教育収益率



注: 1990~1998年のデータは李実・丁賽(2004)より引用したものである。2001, 2002年のデータは2002年世帯所得調査データに基づいた推算結果である。1999年のデータは李実・丁賽(2004)からの値と2002年調査データによる推算値との平均である。

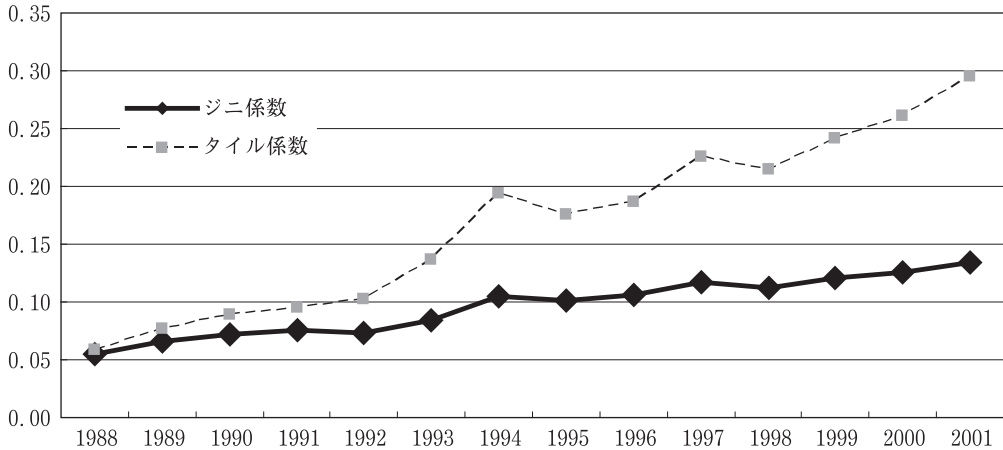
中国の市場化改革と所得格差の拡大

の平均賃金のジニ係数は0.055から0.134へ約1.4倍上昇した。また、タイル指数で測った産業間の賃金格差は拡大傾向がさらに顕著になっており、同指数は4倍ほど上昇した。

産業間の賃金格差が広がるなか、独占部門

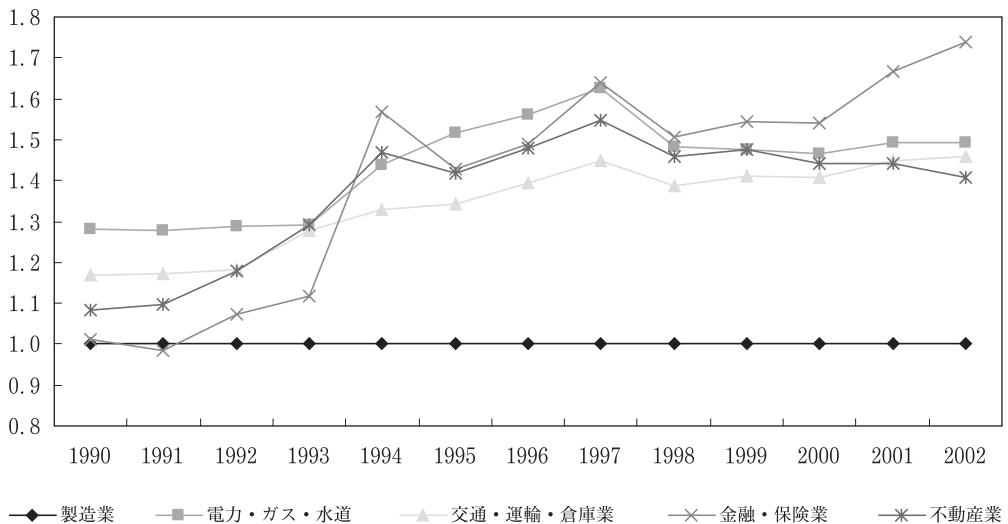
と競争部門との賃金格差の拡大がとりわけ目立っている。図6は1990年代以降いくつかの独占性の持った産業と強い競争性のある製造業における賃金の相対的格差の推移を表している。製造業の平均賃金を1とした上、その

図5 産業間の賃金格差



注：図を見やすくするために、賃金格差の変動を表すに限って、タイル指数は実際値を10倍に拡大した。資料：『中国労働統計年鑑』各年版より作成。

図6 独占産業と製造業の賃金格差



資料：中国発展研究基金会・UNDP, 『中国人類発展報告2005』より作成。

他の産業の平均賃金は製造業の平均賃金との比率で表す。図から分かるように、独占産業の平均賃金は増加傾向が非常に顕著であり、製造業との格差がますます広がっている。例として、1990年に金融・保険業の平均賃金は製造業のそれとほぼ一致していたが、2002年になると前者は後者を大幅に上回っており、74%も高くなった⁶⁾。

II. 中国の所得格差がいったいどれぐらいなのか

中国の所得格差は一体どれぐらいなのか？この問題については国内外の学界に意見がまとまらない。多数の研究結果は、この2年間の中国所得格差を計測したが、これらの計測結果は過小評価である見方もあり、過大評価である見方もある。つまり、中国の実際所得格差は計測結果を上回ると考える学者がおり、計測時にたくさんの要素は考慮されなかったからだ。一方、中国の実際の所得格差はそんなに大きくない、誇張された。

中国の所得格差は一体どれぐらいある？これは実証的経験問題である、つまり、中国の世帯所得格差について正確な計測が必要である。だが、どうすれば「正確な計測」ができるのが簡単な問題ではない。世帯の所得問題について中国は最複雑な国の一つである。移行期の発展途上国として、中国世帯の所得構成帯は発展の特徴と移行の特徴がある。発展の特徴から見ると、中国の都市・農村間の所得構成差異は他の国が比べられないものだ。例えば、都市部の所得は主に貨幣所得となるが、農村部の所得は殆ど自産自消の実物性的な所得である。同様に、中国地域間の発展レベルの差異による地域間の単位貨幣の購買力

の差異ができ、地域間の名目所得と実質所得の差異が発生した。転換期の特徴から見ると、計画経済時期に残った様々な手当は表の手当もあり、裏の手当もある、都市・農村間の所得は相変わらず非常に高い比率がある。国家公務員であっても、実際所得はいろいろの出所がある。国家が規定された給料、手当もあり、地域の手当もあり、勤務先が支給する或明或暗的所得もあり、実物的な収入と裏手当の福祉厚生項目もある、例えば、共有住宅、住宅積立金、公費負担医療、養老保険、失業保険等。中国の世帯所得におけるこれらの特徴があるため、人々は所得を全面的に理解するには困難で、見解に相違がある。例えば、現金所得こそ所得だと考え、実物性所得と手当を無視する人もいる。このように、所得定義への一面性は学界にも存在する。当面の普遍的な現象は、所得の定義を明確にする前に、見分けずに都市・農村間の所得格差を比較することだ。

世界銀行の研究報告によれば、都市・農村部間と地域間の生活費の格差を調整すれば、全国の所得差がある程度に下がられる。例えば、生活費格差を調整しない場合、2001年の全国ジニ係数は0.447の見込みとなるに対して、生活費格差を調整すれば、当年のジニ計数は0.395に下がる。つまり、都市・農村部間の生活費格差を調整し推定した都市・農村部の実際所得格差は0.4を超えない。この推算結果は近年に、中国の一部の学者に中国のジニ係数が高く推算されることを説明に引用される。

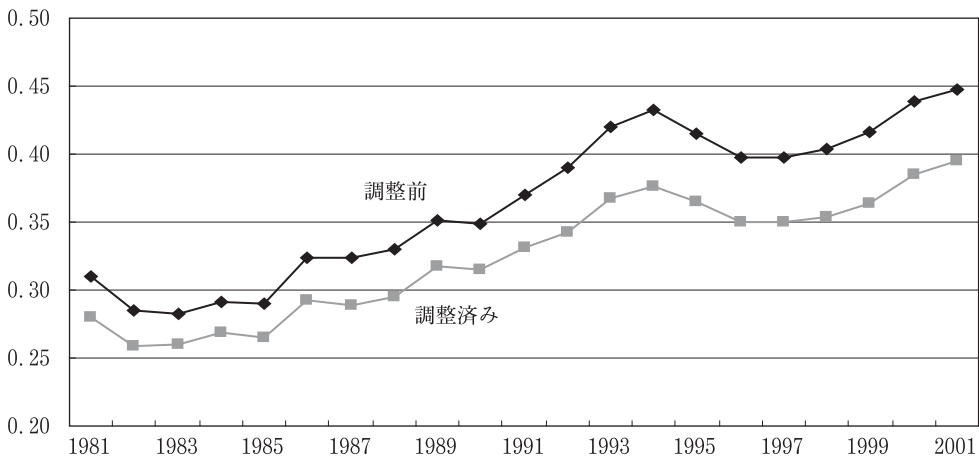
もう一つの研究は、カナダ多倫多大学の Brandt and Holz (2004) が中国各省、各市の都市・農村部生活費に対して推算した結果を利用し、都市・農村部の所得格差に対し

て改めて推算したものである。各都市・農村部間の生活費格差を考慮した後、2002年の都市・農村部間の実際所得比率は2.38：1まで低減したが、当年の都市・農村部間の名義所得比率は3.39：1 (Sicular et al, 2005)。

都市・農村部間と各地域住民所得の実際購買力のデータを利用し、都市・農村部間、地域間、および全国の収入格差に対して改めて推算、修正することは有意義であり、評価すべきである。但し、これは一つの側面から修正したものであり、全面的に修正したものではない。所得格差を低く推算する要素が考慮されてない為、生活費格差指数だけを調整し出来た修正結果は最後の結論にはならない。所得格差が低く推算される要素の中に、一つ非常に重要な要素は都市・農村部の所得定義の相違による都市・農村部間所得格差が低く推算される。世帯所得定義は「表の所得」と「裏の所得」の2部分に分かれると、今我々推算した都市・農村部間所得格差および全国所得格差とも「表の所得」の点から言ったものであり、「裏の所得」を十分に考慮してい

ない。「裏の所得」は主に世帯が享受する各種の実物手当及び社会保障項目の貨幣価値を指す。「裏の所得」において都市・農村部間の格差は非常に大きいのが言うまでもない。都市・農村部間の所得定義の一致性と比較可能性から言うと、都市・農村部間及び全国の所得格差を推算する際、「表の格差」だけを考慮するのは十分ではなく、「裏の所得」についても推算し、世帯個人総所得に入れなければならない。この考え方に従って、我々は2002年の都市・農村部世帯の「裏の所得」について推算した上、都市・農村部間の所得格差と全国所得格差のジニ係数を推算した(羅・李, 2005)。公共医療、養老、教育手当などの社会福祉項目を考慮した後、2002年の都市部世帯の一人当たり「裏の所得」はおよそ3,600人民元、農村部世帯は250人民元となる。この部分を都市・農村部の世帯平均所得に記入すれば、都市・農村部間の所得比率は3.74：1まで上昇する。しかし、これは全国所得格差の推算結果への影響はこの「裏所得」がどのように分布するに係る：仮に平均分配にす

図7 全国所得格差のジニ係数



資料：Martin Ravallion and Shaohua Chen, “China’s (Uneven) Progress Against Poverty”, World Bank, June 16, 2004。

るとすれば、全国のジニ係数は0.46となり；仮に「表所得」と同じ比率で分配するとすれば、全国のジニ係数は0.49となる。もちろん、これも最後の結論ではない、上記の推算は都市・農村部間の生活費の格差を考慮してないためである。Ravallion and Chen (2004)の都市・農村部間の生活費指数の調整方法に従って、上記の推算結果はこのようにそれぞれ修正される：都市・農村部間の所得比率は2.65：1、仮に「裏所得」が平均に分配するとすれば、全国のジニ係数は0.40；仮に「表所得」と同じ比率で分配するとすれば、全国のジニ係数は0.44となる。都市・農村部間の生活費格差の未調整による所得格差の高く推算と「裏所得」の未考慮による所得格差の低く推算は大体相殺することができる。つまり、我々が推算した2002年全国所得格差のジニ係数の0.46は、基本的に中国の所得分配の不平等状況の真実を反映している。

上記の論拠は中国の所得格差はすでに高い水準に達している旨を説明する、この所得分配不公平の状態を拡大或いは縮小するのも厳然な態度ではない。これは実証経験研究の結果であり、人々の嗜好によって変更することはできない。我々は、格差の大きさは格差の大きさであって、格差の原因を分析することはまた別のことであり、格差を縮小する方法を尋ねるのはさらに別のことを認識しなければならない。

Ⅲ. 所得格差拡大の要因について

所得格差そのもの自体について研究者の判断が一致していないというなら、所得格差拡大の要因については認識の相違がさらに激しいといえよう。所得格差拡大の基本メカニズ

ムと深刻な要因についての分析が欠落している状況で、ある研究者は所得格差拡大の要因が市場化改革にあると簡単に片付けてしまい、さらに、経済分野における市場化こそが所得分配の不公平の源であると主張する。このような認識は次の論理に基づいている。すなわち、計画経済時代に所得格差が比較的にかさかったのに対して、今日の過大な所得格差が市場化改革以降発生したものであるため、所得格差の拡大および所得分配の不公平が経済の市場化に緊密に関連していると考えられる。このような認識は完全に間違っているといえないが、所得分配問題の主な背景要因を見極めていない。市場メカニズムのほかに、政府によるコントロール・管制・介入、または数多くの制度・規定・政策といった政府行為と制度的要因が一貫として所得の分配・再分配の過程および結果に大きく影響を与えていることを認識しなければならない。そこで、政府介入と市場メカニズムが二重に作用している状況で、所得格差拡大に対する両者それぞれの責任について、すなわち、所得格差にはどの部分が制度的要因、政策的要因および政府行為によるものなのか、どの部分が市場メカニズムによるものなのか、またどの部分が政府要因（制度的要因、政策的要因、政府・官僚の行為を含む）と市場要因の相互によるものなのかをはっきり分けて理解する必要がある。以前の研究で示したように、中国は移行期にある発展途上国として、その所得格差の変動が発展過程と移行過程のほか、体制的要因と政策的要因からも影響を受けており、そのいずれを無視または軽視しても一方的で不適切である（趙人偉・李実、1997；李実・趙人偉、1999）。

所得格差拡大と経済改革の関係を分析する

中国の市場化改革と所得格差の拡大

にあたって、次の二種類の傾向を防ぐ必要がある。一つは所得格差の拡大とそれによって生じた問題の全てを簡単に経済改革の責任に帰結する。もう一つ傾向としては、所得格差の拡大を経済改革のために払うべき代償だという主張である。所得格差の拡大については、三つの部分に分けて考えるべきである。第一は、効率向上に利する働きをする部分である。この部分は平均主義を打破した結果であり、社会の公平原則に反するものならず、かえって評価すべきである。第二部分は、経済改革のために払わざるを得ない代償である。例として、中国の改革は「価格双軌制」（計画価格と市場価格の二重価格制度）の漸近的な方式しか取ることができないため、「双軌制」を利用したレント・シーキング活動が必然的に発生した。一定の範囲に限って、これが改革のために払うべき代償だといえるが、この代償を最小限に抑えなければならない。第三

は、過大な代償に属す部分であり、払うべきでない或いは避けるべきものである。

ところで、政府・市場の一次元のみでは、所得格差拡大の要因を分析するに不十分である。何故なら、所得格差拡大の要因には、評価すべき、すなわち、市場原理にも社会公平原則にも適合する部分もあれば、社会公平原則に反する部分もあるから。この意味では、政府要因と市場メカニズムによってもたらされた公平な所得格差と不公平な所得格差を分けて、さらなる細緻に論究する必要がある。その考えにしたがって、政府・市場次元と公平性次元からなる二次元表を作った（表1）。この表に示したように、政府要因は公平な所得格差にも不公平な所得格差にも対応している。また、市場メカニズムについても同様である。

表1で世論の注目を集めた十種類以上の所得格差が挙げられている。そのなかは、社会

表1 所得格差拡大の構成要素

	政府要因 (制度・政策・政府行為)	公平性次元	
		公平	不公平
政府・市場次元		①政府公務員間の所得格差の拡大 ②国有企業内の所得格差の拡大	①都市・農村間の所得格差の拡大 ②地域間の所得格差の拡大 ③独占部門・競争部門間の所得格差の拡大 ④政府公務員・普通会社員間の所得格差の拡大
	市場メカニズム	①異なる教育レベルの人々間の所得格差の拡大 ②技術者・非技術者間の所得格差の拡大 ③非農業従事者※・農業従事者間の所得格差の拡大	①男・女社員間の所得格差の拡大 ②「暴富階層」※・サラリーマン階層間の所得格差の拡大 ③「弱勢群体」※所得の低下による所得格差の拡大

注：非農業従事者は農村戸籍を持つものの農外就労者を指す。「暴富階層」は成金階層，すなわち，急に大金持ちになった者を指す。「弱勢群体」は失業者，出稼ぎ労働者，貧困農民，障害者など社会的弱者を指す。

全体所得格差の構成上で独立している部分があるものの、多くは互いに影響し合う部分である。表1に示しているように、政府要因に関連する公平な所得格差拡大が政府公務員間の所得格差の拡大と国有企業内の所得格差の拡大からなっている。この部分の所得格差は従来の平均主義を打破した結果で、社会の多数者に認められていることから、公平な所得格差に属すと考えられる。他方、政府要因に関連する不公平な所得格差拡大に四種類がある。それは、都市・農村間の所得格差の拡大、地域間の所得格差の拡大、独占部門・競争部門間の所得格差の拡大、および政府公務員・普通会社員間の所得格差の拡大である。

市場メカニズムについても、公平な所得格差拡大と不公平な所得格差拡大がある。公平な所得格差拡大としては、異なる教育レベルの人々間の所得格差の拡大と技術者・非技術

者間の所得格差の拡大がある。これらは労働市場の人的資本に対する報酬の向上を反映している。また、農村労働力の都市労働市場参入に対する規制緩和や農村部における非農業就労機会の増加は、非農業従事者・農業従事者間の所得格差の拡大をもたらした。ところが、市場メカニズムによる不公平な所得格差拡大も明らかである。男・女社員間の所得格差の拡大、「暴富階層」・サラリーマン階層間の所得格差の拡大、「弱勢群体」所得の低下による所得格差の拡大などが挙げられる。

同様に、所得格差拡大の要因分析も、政府要因・市場メカニズム—公平・不公平という分析枠組で取り入れることができる(表2)。所得格差拡大の政府要因として、一部は公平な所得格差拡大をもたらした要因である。例えば、政府部門と国有企業内に導入された競争体制が、従来の平均主義的な分配モデルを

表 2 所得格差拡大の要因

		公平性次元	
		公平	不公平
政府・市場次元	政府要因 (制度・政策・政府行為)	①政府部門・国有企業の賃金決定に競争体制を導入。	①長期にわたる都市・農村分割制度・政策 ②生産要素の移動を規制する制度・政策 ③課税が所得再分配に与える逆行効果と累退効果 ④独占部門利益の保護 ⑤公共サービスの差別待遇 ⑥官僚の腐敗
	市場メカニズム	①市場メカニズムが個人教育投資の収益を高めた。 ②市場メカニズムが個人の能力・技能への報酬を高めた。	①市場の歪曲による「暴富」機会の増加 ②構造調整による一部階層所得の減少 ③資本・労働収益の不均衡

打破した。一方、不公平な所得格差拡大をもたらした部分もある。表2に、六種類の最も重要でかつ国民が最も不満を抱えている不公平な政府要因を示している。長期にわたる都市・農村分割制度・政策、課税の所得再分配に与える逆行効果と累退の効果、独占部門利益の保護、官僚の腐敗など例として挙げられる。

表1と表2に示されているように、中国所得格差の拡大で、政府要因は主要かつ主導的な役割を果たしている。何故、こういえるであろうか。この問題を答えるために、さらに検討していこう。制度的・政策的要因がもたらした不公平な所得格差のなかに、最も重要なのは都市・農村間の所得格差である。以上分析したように、都市・農村間の所得格差が全国所得格差に占める割合は非常に大きく、また上昇する傾向にある。一方、2002年に農村部の所得格差と都市部の所得格差はジニ係数がそれぞれ0.37、0.33で、いずれも0.4という水準を超えない。要因分析上では、中国の都市・農村間所得格差は旧来からの問題で、計画経済時代にも存在していた。それは、「重工軽農」（工業重視・農業軽視）「重城軽郷」（都市重視・農村軽視）といった従来伝統的な発展戦略の選択に緊密に関連する。農村改革開放の初期、市場メカニズムの導入につれ、一度は都市・農村間の所得格差が大幅に縮小していた⁷⁾。しかし、その後、農村労働力移動に対する規制、農村労働力の非農業就労差別、公共財政資源と社会資源の都市部への過度な偏りなどが含まれた都市・農村分割体制が進行し、都市・農村間の所得格差を深刻化させた。1990年代後半以降、この傾向が強まる一方である。したがって、都市・農村間の所得格差とその拡大は、多くは制度的・

政策的要因が起こしたものだといえる。この責任は、政府が負わなければならない、簡単に市場化改革のほうに転嫁するわけにいかない。

同様に、地域間の所得格差とその拡大にも制度的・政策的要因が起こしたものが多。西部大開発政策を実施した前に、政府投資を含めた大量の投資資金がより発達の地域へ投入されていた一方、外資の進出もあり、経済成長における地域間格差がもたらされた。また、経済発展の地域的不均衡が進行する中、中央政府と地方政府の間の財政分配システムは地方利益によって制約されているため、その再分配機能が有効に発揮できず、地方財政の可処所得における地域間格差を是正することができない（黄・Deepak, 2003；賈, 2004）。その他、地方政府による地方保護主義的政策、生産要素の自由移動に対する規制障壁（なかでも労働力就職の自由選択に対する規制）なども挙げられる。これらの要素は、程度が異なりながらも、市場メカニズムの地域所得格差に対する是正作用を妨害し、経済発展と国民所得における地域間格差を拡大の傾向に導いた。この意味で、地域間所得格差の最大の要因がやはり制度的な要素にある。市場メカニズムのマイナス作用が存在するが、副次的な要因でしかない。

都市・農村間の所得格差と地域間の所得格差は、資源配分と所得配分に存在する問題をよく反映している。資源配分のメカニズムが高度集権的なものであるならば、その配分が上から下へと実行されるので、上位にある部門と地域がもらえる利益は多く、下位にある部門と地域がもらえる利益は少ないのである⁸⁾。

この数年間、独占部門の所得の過大な増加

による社会全体所得格差の拡大問題は、また別の側面から、これらの部門における市場化改革の遅滞が部門間の所得格差をもたらすしかないことを明らかにしている。生産部門における独占を打破し、競争を導入することが一貫して市場化改革の主要目標である。しかし、それを実行するに当たって、部門利益からの制約があるため、各部門間における市場化改革進展度の不均衡が明らかに現れてきた。ある部門は自分の独占利益を失いたくないため、その部門の影響力を使用して市場化改革を遅滞させる、或いは部門に更なる利益をもたらせる改革を支持し、部門の利益に不利な改革を全力で抵抗する。それに、現行の分配システムのもとで、独占部門の独占利益と企業利潤がその部門に属する職員の所得と福祉に転換されがちである (Knight and Li, 2005)。その結果、独占部門の賃金は一般の競争部門のそれを大きく上回ることになり、社会全体の所得格差の拡大をもたらした。この点に関して、政府機関と事業機構の賃金決定にも、独占部門と似たような特徴が既に現れている。すなわち、政府機関と事業機構の賃金水準は、効率の高さでなく財政の可処分所得の多さによって定められる⁹⁾。さらに、ある独占部門は自分の高い賃金水準を維持するために、産業参入の障壁を設けることから、部門間、産業間における労働市場の厳しい分割をもたらした¹⁰⁾。

政府要因と同じように、市場メカニズムも所得格差をもたらした。このような所得格差も、公平と不公平な部分からなる。公平な所得格差の拡大について次のようにまとめることができる。第一は、「大鍋飯」(:平均主義)を打破してから生じた所得格差の拡大である。競争度の高い経済分野において、平均主義的

分配モデルが市場競争からのプレッシャーに打破され、所得分配がより大いに労働貢献、個人能力、個人資質、および人的資本によって決定されるようになった。このような所得分配モデルの転換がもたらした所得格差拡大は、効率性と両立できており、一般の社会公平原則にも一致するので、国民に受け入れられるものである。第二は、人的資本収益率の上昇によって生じた所得格差の拡大である。人的資本は、正規教育または家庭教育から得た知識とスキル、仕事で蓄積された経験、身体の健康、および仕事または職業の変動の四つの部分から構成されている。労働市場において、その四つの人的資本の構成要素は労働生産性に関連するので、程度が異なりながら所得決定のプロセスに関与している。また、人的資本の収益率は労働市場の完備性とその需給均衡状態に係っている。一般に、発展途上国の場合は経済の高度成長期に人的資本が相対的に不足しているため、人的資本収益率が上昇し、所得格差の拡大がもたらされることになる。この点については、上述で所得分配における教育の影響を議論する際に関連の検証を行ったので、ここでは贅言しない。言うまでもなく、この種の所得分配の拡大にも不公平問題が存在しない¹¹⁾。第三は、ビジネスチャンスとリスクによる所得格差の拡大である。市場メカニズムはビジネスチャンスとリスクに自然的に関連している。また、ビジネスチャンスとリスクは収益と損失を伴っている。十分競争する市場においては、高リスクによる高収益とビジネスチャンスによる収益は疑いなく社会所得格差拡大をもたらした重要な要因となる。しかし、これによる所得格差の拡大における公平性を指摘する人が少なく、より多くの関心と不満が向くのは独占市

場、歪曲した市場、支配された市場における暴利行為や権力と私的関係を利用して得たゼロリスクの高収益といったところである。

市場メカニズムは不公平な所得格差の拡大をもたらしたのも否定できないことになる。市場経済の初期段階にある国としての中国は、市場経済が成熟した国と比較して、市場の不在と歪曲は範囲においても程度においても大きく深刻化している。それに、政府は市場経済を管理する経験が不足している。また、一部の政府管理部門は自己利益のため市場を健全化するのではなく、歪曲した市場を利用して部門と個人の私的利益を謀っている。したがって、市場の歪曲はレント・シーカーにとっての都合のよいレント・シーキング条件となり、管理部門が私利を得るためのルートともなっている。このような状況では、暴利を貪る機会が生じ、それによる所得格差の拡大が国民に受け入れられないものであり、所得分配における不公平の一つ重要な源となる。

市場構造上から見ると、暴利を貪る機会と不合理な高収入は主に生産要素市場における取引の過程のなかで生まれるのである。周知のように、中国の生産要素市場の成熟度は標準的な市場経済ほどまではかなりの距離がある。労働市場における様々な規制や差別のほかに、資本、土地と自然資源の利用・配分が基本的に政府部門に握られている。そのため、生産要素の市場価格形成が困難となり、交易価格が歪曲されているので、価格の資源配分を調節する役割が果たせないことになる。生産要素市場に市場不在や市場歪曲が存在する場合に、要素価格が人為的に引き下げられていることから、低い価格で生産要素を得られる部門や企業は高額収益と利潤を容易に手に入れることができる。その低価格で生産要

素を獲得するプロセスは、レント・シーキングのプロセスでもあり、権力と金銭との取引のプロセスでもあるが、さらに腐敗が生まれるプロセスともいえる。そこで、生産要素市場の不在や歪曲を利用した暴利行為とそれにもたらされた所得格差拡大の根本的原因は市場改革が徹底されていないからである。

他方、市場化改革によっては経済構造の調整と資源の再配分が行われることになる。これは経済移行期の国のほとんどが経験することである。その過程において、労働力資源の再配分による仕事と職業の転換が避けられないと同時に、失業、下崗（一時帰休）、待業（就職待機）など不完全雇用が伴われる。中国ではこの過程の進行は非常に早く、とりわけ相応の社会保障制度が完備されていない状況でそのスピードがあまりにも早いものとなっている。経済構造の調整と企業の再編によって生じた下崗や失業は経済構造転換のための一種の代償と考えてもよい。しかし、問題となるのは、この代償は誰が負担するのか？経済移行期の代償は必ず一部の国民に負担されることになるが、社会から彼らに合理的な補償を与えるべきか否か？もし二番目の問題の答えが肯定的であるならば、一番目の問題がそれほど重要でなくなる。公平な社会では、二番目の問題の答えは疑うまでもなく肯定的である。なぜならば、彼らに負担されるのは経済転換のためのすべての代償でもあり、社会全体の代償でもあるので、社会から補償をもらうのは当然のことであるから。しかし、実際に補償を行うに当たって、社会保障制度に不在や不完備がある一方、各レベルの政府が応急的補償体制を作るには財政資金を惜しむことから、一部の人を企業制度改革の被害者にさせてしまい、新たな一種の社会的不公

平をもたらした。このような結果は企業改革によってもたらされたものの、改革を設計・実行する過程における制度の不在や政府の公平を犠牲に効率を求めるといった政策理念にも責任が問われるべきである。企業改革の影響のみを問題視し、制度の不在と政府の行為による影響を無視して、企業制度改革によって一部の人が損を受けることを改革の責任に帰するのは一方的な認識に過ぎない。

最後に、市場需給のアンバランスも所得格差さらに所得分配における不公平をもたらすことができる。最も代表的な例としては、労働市場において労働力の過剰供給が労働を資本より所得分配上不利な立場に追い込むことが挙げられる。労働者の基本的権益に対する法律と政策からの保障が不在であり、労働者が自分の利益を代表できる組織を持たないという状況の下で、労働者の相対的に不利な立場がさらに厳しくなる。単一かつ分散的に存在する労働力と比較して、資本は明らかに優位に立っている。これは労働と資本の分配関係に、さらに労働者の就職の立場と労働条件に、大きく影響を及ぼしている。中国では、農民工を主体とする非技術労働者が正にその状況に置かれている。農村に大量の過剰労働力が存在し農業収入が非常に低い状況の下で、都市へ出稼ぎ労働の機会費用が非常に低いものに対し、出稼ぎ所得が生活改善にとって極めて重要となる。家庭の幸福のため、子供の未来のため、どうにもならぬ資本に屈するのを選ぶしかない。この場合、資本の自己制御だけではならず、外部からの制約も必要となる。労働者のより不利な立場を変えることは所得分配の不公平を正すための最緊急課題としなければならない。労働者の権益を有効に保障する法律・法規を制定するだけでなく、

労働者が自分の組織を結成するのも認めるべきである。そこで、労働と資本の不公平な分配関係について、市場メカニズムの影響のみならず、資本に対する制約と労働保障制度の不在をさらに問題視し、この責任を政府が取りにしないと認識する必要がある。

総じて、所得格差の拡大を分析もしないままに市場化改革の責任に帰結するのが実事求是（：事を実にし、是を求む）の態度ではない。以上の分析から分かるように、所得格差拡大の諸要因のなか、従来の計画経済体制が残した制度と政策、部門利益と地方利益のために制定された市場経済原理に反する制度と政策、市場不在と市場歪曲に対する政府の不作為、および資本に対する制約の不足が最も重要な要因となっている。市場化改革の進行のなかで生じた所得格差に公平な要素もあれば不公平な要素もあり、さらに後者が政府の不当な行為、すなわち過剰作為と不作為、と緊密に関連している。

IV. 結語

過去30年近くの経済発展及び移行期にわたって、中国の所得分配の関係と構造がかつてなく変化し、所得分配上の公平性がますます問われるといった背景の下で、所得格差拡大と分配の不公平の原因に対する学界とマスコミ界の思考が深めつつある。しかし、中国の所得分配の変化及びその原因の複雑性のため、問題を探究するなか認識の偏差が生じやすい。そのため、本稿は近来中国所得格差の変化のいくつかの特徴を実証した上、当面学界で論争となっている二つの問題について検証を行った。中国の所得格差に対する過大評価と過小評価の問題について、本稿は所得格差に対す

る過大評価と過小評価をもたらす両方の要素が同時に存在し、両方の要素を総合的に考慮すると、われわれの推計結果の誤差があまり大きくないと主張した。中国が既に所得格差の高い発展段階に入っており、所得格差の更なる拡大が社会にますます多くのマイナス効果をもたらすことになる。政策の制定部門がこの問題を重大視しなければならない。

所得格差拡大の要因については、本稿はそれを市場化改革の責任に帰する主張が非常に一方的であり、問題の主要要因を見逃していると考えられる。経済分野における市場化改革が一方的に推進されているなか、それに相応した政治体制の改革、政府機能の転換、政府権限に対する新たな限定、および政府官僚の行為に対する制約がない限り、市場化改革の初心から背離することになる。当初想定した競争的市場経済から、独占的市場経済、権力に支配される市場経済、歪曲される市場経済へと変わってしまう。当初想定した各生産要素が共同参加する公平な所得分配方式から、権力が参加するまたは権力と資本が結託して社会の富を略奪するような所得分配方式へと変わってしまう。さらに当初想定した社会主義市場経済から権貴資本主義へと変質してしまう恐れがある（呉，2004）。権貴資本主義下の市場経済が少数の人を暴富させるしかできず、社会全体の共同富裕を実現できない。一定の意味で当面所得分配に存在する問題は、中国が長期にわたり実行してきた「一足実、一足虚」¹²⁾の改革モデルにおける弊害の集中的表現である。そこで、所得分配の不公平問題に向けての解決は、ただ如何に所得の再分配を行うかに止まらず、経済、社会、政治の各面に関わる課題である。

本稿の分析によって、所得分配は一種の分

配結果として、その不平等の裏に権利の不平等と機会の不平等が隠されていることが示された。この意味で、所得分配の不公平問題を解決するのは長期的かつ困難極まる任務であり、所得再分配政策のみならず権利と利益の再編にも関わることである。如何に市場経済の下で、皆が平等な政治・社会・経済権利（平等な社会保障、平等な創業・就業の機会、平等な職業選択・職業移動の権利と機会などが含まれる）を享受できるような社会を作ることには移行期国が直面しなければならない問題である。また、権利と機会の平等の実現は財政体制、社会保障体制、就業制度、教育制度、医療衛生体制など多方面の改革に及んでいる。つまり、改革を社会と政治分野までへ深化させて初めて所得分配の不公平問題が根本から解決できる。

注

- 1) 本論文は李実が執筆し、趙人偉が討論・修正したものである。なお、呉敬璉氏、張問敏氏、韓朝華氏から有益なコメントを頂戴した。また、名古屋大学大学院経済学研究科博士課程の唐牧は本論文の日本語翻訳の担当を頂いた。この場を借り、御礼を申し上げる次第である。
- 2) 中国国家統計局によると、1980年代末に都市世帯所得分配の不平等の程度は改革開放初期より明らかに高く、ジニ係数が40~50%上昇した（任・程，1996年）。また、実物所得と各種の実物手当を計算に入れるか入れないかによって、所得格差についての計測結果にほとんど変わらない。例として、中国国家統計局は1988年の都市世帯貨幣所得のジニ係数を0.23と推算したが、中国社会科学院経済研究所の所得分配課題グループも、貨幣所得と実物所得を含めた個人可処分所得のジニ係数が0.23であるという同じ結果を得た（趙・Griffin，1994）。

- 3) ここでの所得とは、中国国家统计局による都市世帯可処分所得と農村世帯純所得についての定義に基づいたものである。ある程度はその二つの所得概念の一致性と比較可能性が問われるが、それについては後述することにする。
- 4) この分解分析方法について、Fields (1998), Morduch and Sicular (2002), Shorrocks (1999), Wan (2002) を参照されたい。
- 5) ここで用いた分解分析方法は Fields (1998) より提示されたものである。
- 6) 過去の数年間、独占部門の平均賃金が大幅に増えた。例えば、第10次五年計画の時期、電力、ガス、水道、鉄道、通信業の賃金増加率は第9次五年計画の時期より3～5ポイント高い。第10次五年計画の時期に金融・保険業の賃金増加率は20%前後にも達している。党・政府機関と社会団体の賃金増加率は18%を超え、第9次五年計画の時期の水準を大きく上回っている。(孔編、『中国居民收入分配年度報告2005』第11ページ)
- 7) 都市世帯と農村世帯の一人当たり所得比は1978年の2.6:1から1983年の1.8:1まで減少した。(『中国統計摘要2005』第102ページ)。
- 8) 政治集権および配分メカニズムの集約度と地域所得格差の関係について、陳志武(2006)を参照されたい。
- 9) 党・政府機関と事業機構の賃金水準の増加率は独占部門と比べいまだ低い、一般の部門より明らかに高い。例として、1990年に党・政府機関と事業機構の平均賃金は都市平均賃金より1.3%低かったが、2003年に13%高くなった。また、製造業の平均賃金と比べ、党・政府機関と事業機構の平均賃金は1990年に2%高かったが、2003年に27%高くなった。(『中国統計年鑑』2004年版)。
- 10) 中国社会科学院経済研究所の所得分配課題グループの研究結果によると、1995年と比較して、2002年に独占部門および党・政府機関と競争部門との間の平均賃金格差が大幅に拡大した。また、要因分解分析で、市場分割の格差拡大に対する寄与率は顕著な上昇傾向を示した。(Demurger et al, 2006)
- 11) 教育が所得分配に与える影響は二つの側面があ

る。一つは教育水準の格差で、それが教育機会の差異を反映したものである。もう一つは教育収益率の水準である。教育水準の格差を一定とした場合、当然ながら教育収益率の上昇が教育水準の異なる労働者間の所得格差をもたらす。しかし、この種の所得格差拡大に対する容認は、教育機会における不公平を認めることにイコールするのではない。現在、最も重視すべきなのは教育機会の平等と公平であり、教育機会の不平等を縮小すること通し教育の所得格差拡大に及ぼす影響を弱めるべきである。

- 12) 移行期の国にとって、移行は経済制度の転換だけでなく、政治制度の転換も意味する。経済改革と政治改革を移行期国の社会経済進歩のための両足と喩えれば、経済改革を重視する一方、政治改革を軽視する、あるいは、経済改革のみを遂行する一方、政治改革を行わないような改革モデルを「一足実、一足虚」の改革モデルと呼ぶ。

参考文献

- Brandt, Loren & Holz, Carsten A. (2006), "Spatial Price Differences in China: Estimates and Implications," *Economic Development and Cultural Change*, University of Chicago Press, vol. 55(1), pp. 43-86.
- Knight, John and Shi Li (2005), Wages, Firm Profitability and Labor Market Segmentation in Urban China", *China Economic Review*, pp. 205-228.
- Sicular, Terry, Yue Ximing, Björn Gustafsson and Li Shi (2007), The Urban-Rural Gap and Income Inequality in China. *Review of Income and Wealth*, Volume 53 pp.93-126
- Zhang, Junsen and Yaohui Zhao (2002), Economic Returns to Schooling in Urban China, 1988- 2001. *Journal of Comparative Economics*, vol.33, pp.730-752
- 陳志武 (2006) 「国有制和政府管制真能促進平衡發展嗎」『經濟觀察報』1月2日。

中国の市場化改革と所得格差の拡大

- 鄧曲恒・李実・岳希明，魏衆（2005）『中国城鎮職工工資收入差異：基於回帰方程的分解分析』課題組研究報告，中国社会科学院經濟研究所。
- 黄佩華・迪帕克（2003）『中国：国家發展与地方財政』，中信出版社。
- 賈康（2004）『地方財政問題研究』，經濟科学出版社。
- 李実・丁賽（2003）「中国城鎮教育收益率的長期變動趨勢」『中国社会科学』第6期，58-72頁。
- 李実・岳希明（2004）「中国城鎮收入差距調查」『財經』第3/4期合刊，1-7頁。
- 李実・趙人偉（1999）「中国居民收入分配再研究」『經濟研究』第4期，3-17頁。
- 羅楚亮・李実（2005）『城鄉居民收入差距的估算』課題研究論文，中国社会科学院經濟研究所。
- 任才方・程学斌（1996）「从城鎮居民收入看分配差距」『經濟研究參考』第157期。
- 吳敬璉（2004）「市場經濟應防止陷入權貴資本主義」『決定策与信息』第1期。
- 趙人偉・格里芬（編）（1994）『中国居民收入分配研究』中国社会科学出版社。

（北京師範大学）
（中国社会科学院）